

【変更・中止に係る申請書作成時の注意】

令和8年5月14日更新

□住所変更がある場合

新築に太陽光発電設備等を設置する。今住んでいるのはAで新築の住所はBである。  
⇒交付申請書類の申請者住所はA、設置場所はB、実績報告書類の住所等はすべてBで書類作成してください。

□補助対象経費自体に変更はないが、事業費の配分に変更があった場合

- ①補助対象経費 100万、工事費 10万、設備費 50万、業務費 40万から  
補助対象経費 100万、工事費 20万、設備費 40万、業務費 40万に変更した時  
50万から40万、10万から20万、共に10%の増減（補助対象経費増減が20%以下）  
⇒追加の書類提出は不要です。実績報告の際、収支決算書は変更後の数字を記入してください。
- ②補助対象経費 100万で工事費 10万、設備費 50万、業務費 40万から  
補助対象経費 100万で工事費 15万、設備費 70万、業務費 15万に変更した時  
40万から15万は25%の減少（補助対象経費の増減が20%より多い）  
⇒変更承認申請書を提出してください。また、実績報告の際、収支決算書は変更後の数字を記入してください。

□事業計画書に記載した事業内容に変更があった場合

事業計画書に記載した内容に変更があるので、必ず変更承認申請書の提出が必要です。  
変更交付申請書の提出有無は下記のとおりです。

- ①太陽光発電設備の型番を変更したが、補助金交付申請額は変更がなかった場合  
⇒変更交付申請書の提出は不要です。  
補助対象経費に変更がある場合は、実績報告の際、事業実施報告書・収支決算書は変更後の経費を記入してください。
- ②太陽光発電設備の型番を変更して、補助金交付申請額が増額した場合  
⇒変更交付申請書の提出は不要です。  
実績報告の際、事業実施報告書・収支決算書は変更後の経費を記入してください。ただし、補助金交付申請額は交付決定金額を記入してください。（交付申請額の増額は認めません）
- ③太陽光発電設備の型番を変更して、補助金交付申請額が減額した場合  
⇒変更交付申請書を提出してください。  
実績報告の際、事業実施報告書・収支決算書は変更後の経費、交付決定金額を記入してください。（交付申請額の減額は認めます）

**□事業計画に記載していない事業内容に変更があった場合**

事業計画書に記載していない内容の変更なので、変更承認申請書の提出は不要です。

**①配線工事の内容を変更したが、補助金交付申請額は計算上変更がなかった場合**

⇒変更交付申請書の提出は不要です。

補助対象経費に変更がある場合は、実績報告の際、事業実施報告書・収支決算書は変更後の経費を記入してください。

**②配線工事の内容が変更になって、補助交付申請額が計算上増額した場合**

⇒変更交付申請書の提出は不要です。

実績報告の際、事業実施報告書・収支決算書は変更後の経費を記入してください。ただし、補助金交付申請額は交付決定金額を記入してください。(交付申請額の増額は認めません)

**③配線工事の内容が変更になって、補助交付申請額が計算上減額した場合**

⇒変更交付申請書を提出してください。

実績報告の際、事業実施報告書・収支決算書は変更後の経費、交付決定金額を記入してください。(交付額減額は認めます)